

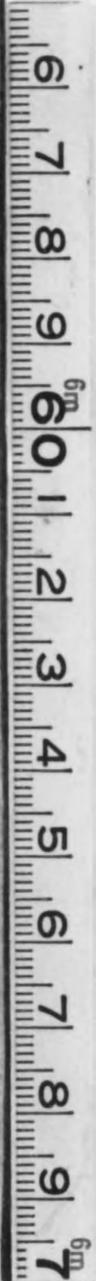
特252

837

神宮神嘗祭祭儀謹解

神宮奉頌唱歌
 神嘗祭明治天皇御製
 神宮ニ關スル御製諸抄
 皇大神宮宮城略圖
 緒言
 神嘗祭の起源と由來
 神嘗祭と現行制度
 神嘗祭の日時
 神嘗祭の前儀
 神嘗祭當日の儀
 結語

始



特252
837

神宮奉頌唱歌

一 天地のむた窮みなく
 御國の基建てませる
 二 千秋五百秋安らけく
 御國の民を護ります
 三 神路の山の彌高く
 天照る光仰ぎつゝ

天津日嗣は榮えんと
 皇御祖のかしこさよ
 瑞穂の國に幸あれと
 皇御祖の尊さよ
 五十鈴の川の彌遠く
 たたへまつらん諸共に

(昭和四年文部省制定)



神嘗祭を詠みたまへる
明治天皇御製

神垣に使をたて、豊年の秋の初穂を捧げつるかな

御集 明治三十七年

祝

すめ神にはつほさゝけて國民と共に年ある秋を祝はむ

同

上



神宮に縁める御製謹抄

孝明天皇

神 祇

天てらす内外のみやの宮はしらいくよもさかえ神のめくみに

嘉永二年五月二十四日

寄 河 雜

千代よろつ神の恵のいつまでも絶えすなかるゝ五十鈴川なみ

嘉永六年九月二十四日

寄神祝言

言の葉のたむけうけてよ國民のゆたけきことを神もおもはは

嘉永七年三月十一日 神宮法樂

社 頭 祝

神路やま松ふく風も五十鈴川すめるなかれの千代のみつかき

安政三年二月十七日



社頭祈世

やすき世に一日もはやく度會や五十鈴の川のなかれ汲みつゝ

文久三年四月十六日 神宮御法樂

明治天皇

河水久澄

昔よりなかれたえせぬ五十鈴川なほ萬代もすまむこそ思ふ

御集 明治十五年一月

水石契久

さゝれ石のいはほならむ末までも五十鈴の川の水はにこらし

御集 明治二十二年一月

社頭祈世

とこしへに民やすかれといのるなるわかよをまもれ伊勢のおほかみ

御集 明治二十四年一月

社頭月

ちはやふる神路の山にてる月のひかりそ國のかゝみなりける

御集 明治二十九年

社頭

はるかにもあふかぬ日なしわか國のしつめとたてる伊勢のかみ垣

御集 明治三十六年

をりにふれて

天てらす神のみいつを仰くかなひらけゆく世にあふにつけても

同 上

新年

神風の伊勢の宮居の事をまつ今年も物の始にそきく

御集 明治三十七年

寄神祝

かみかせの伊勢の内外のみやはしら動かぬ國のしつめにそたつ

同 上

旗

くもりなき朝日のはたにあまてらす神のみいつをあふけ國民

御集 明治三十八年

社頭

神路山みねのまさかきこの秋は手つからをりて捧けまつらむ

同 上

をりにふれて

久方のあめにのほれるこゝちしていすゝの宮にまゐるけふかな

同 上

さくすゝの五十鈴の宮の廣前にけふおほ幣をさゝけつるかな

同 上

くもりなきあしたの空に神路山かうくしくも見えわたるかな

同 上

社頭祝

さくすゝの五十鈴のみやの神風のふきそはる世そうれしかりける

御集 明治三十九年

神 祇

かみかせの伊勢の宮居を拜みての後こそきかめ朝まつりこと

同 上

をりにふれて

波風はしつまりはてゝよもの海にてりこそわたれ天つ日のかけ

同 上

神宮造營ありけるころ社頭月といふことを

この秋は内外の宮にてる月のかけいかはかりさやけかるらむ

御集 明治四十二年

神 祇

神風のいせの宮居のみや柱たてあらためむ年はきにけり

同 上

寶

あまてらす神のさつけしたからこそ動かぬ國のしつめなりけれ

御集 明治四十三年

寄 神 祝

あまてらす神の御光ありてこそわか日のもとほくらさりけれ

同 上

大正天皇

新年 河

たひらかに年波かへる五十鈴川かみのめくみの深きをそくむ

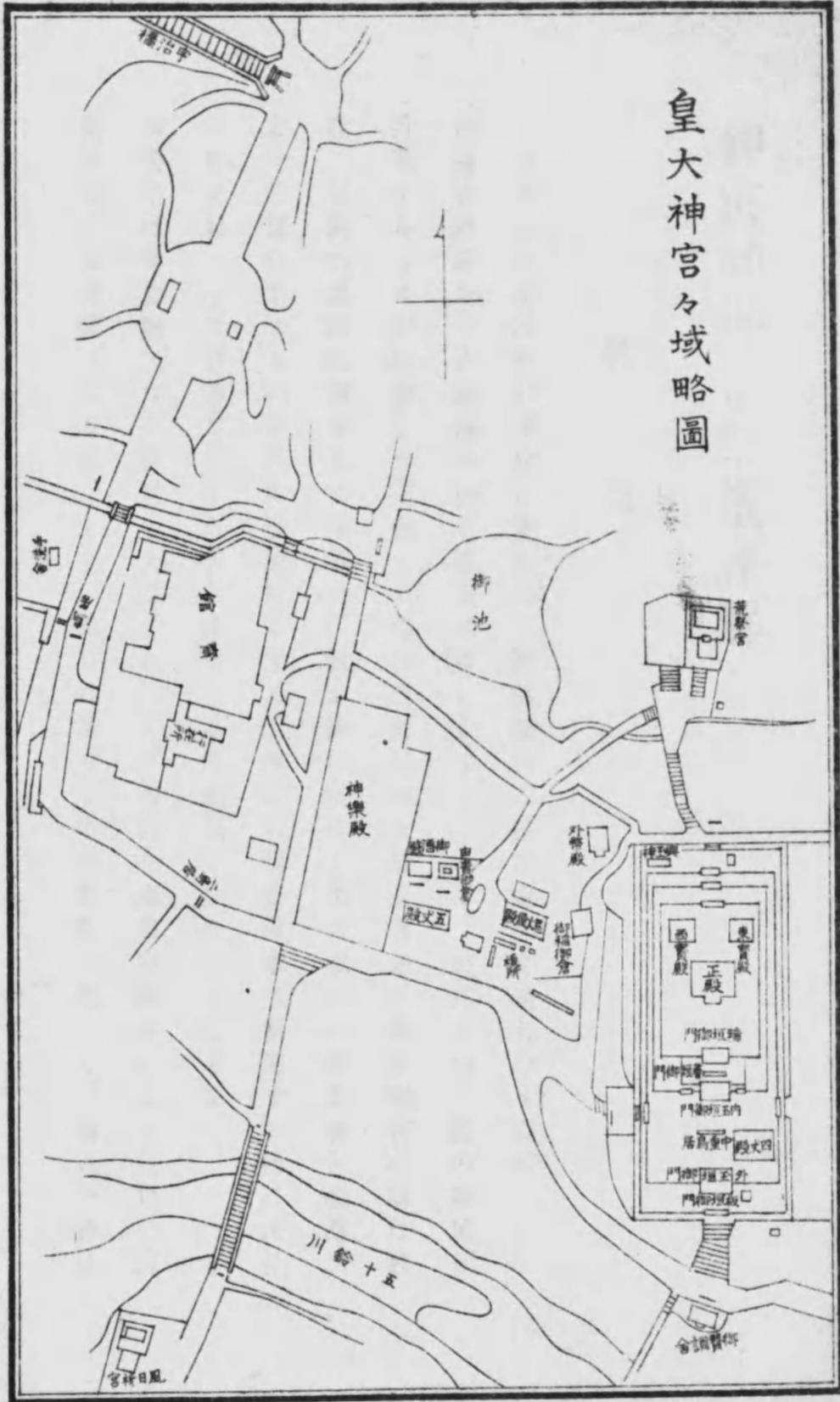
官報 明治三十九年一月

社 頭 杉

さくすゝのいすゝのみやにしけりあひてたてるかみすきいくよへぬらむ

官報 大正三年一月

皇大神宮々域略圖





神宮神嘗祭祭儀謹解

緒言

現下の時局は我が國民に對し切に建國精神の確認識を要求しつゝある。げに四海の内澎湃たる建國精神の横溢を見ることなくば、何によつて此の難局を打破することが出来よう。而して此の建國精神を最も普遍に我が國民の間に甦生し單的に認識把握せしめ得るは、我が國に於ける祭日祝日の眞意義を體得、之を行實化させるのを以て最捷徑とする。惟ふに現在國家の制定せる祭日は元始祭を始め七ヶ日ある。それ／＼深重なる意義をもつは申す迄もない。中にも神嘗祭は尊貴無二なる神宮の大祭であつて、古往今來皇室國家のともに以て天祖奉齋の最重儀とする處である。然るに従來この神嘗祭に就いて、國民一般は

果して充分に之を認識し、之を適宜に行實化しつゝあつたであらうか、疑なきを得ないのである。傳聞する所によれば中學校及高等女學校に於ては已に神嘗祭を期とし神宮遙拜の式を舉行せられ、實業學校に於ては本年度より十月十六日を以て一齊に之を實行されるこの事である。洵に時宜に適した企劃にして大慶この上もない。即ち些か其の舉を賛し、當日講話資料の一端にもと、この短篇を草して願つ所以である。

「祭日祝日講話」三上文學博士序文の一節を借用す

抑々我國現在の祭日祝日は、明治維新以後、明治天皇の深遠なる叡旨によりて、再興又は制定せられたるものであるが、その淵源を尋ねる時は、遠く神代の昔に溯るものであつて、尊嚴なる國體の本質を示し、純良なる民族の稟性を明かにせざるものはない。即ち之を解得するときは國民精神の作興を促し、その眞髓の涵養に多大の力を有せざるものはないのである。されば國家は一般國民をして、祭日には恭虔と報恩との至誠を表はし、

祝日には敬意と歡喜との衷情を現はさしめんが爲め、特に此の日を休日と定め、諸學校にては式を行ひ、官公署、銀行、會社など皆その業を休むのである。……惟ふに、此の莊嚴無比なる國家意識國體觀念を、最も明確に、且つ最も手近く認識する事の出来るのは、我が祭日祝日の意義を合點するに若くはない。然るに國民の中には、祭日祝日を以て、單に形式的表面的なる祭典儀禮と考へ、その休日なるを幸ひ、ただ行樂を自由にし得る安息日と心得たる者がないではない。若し果して然らば、洵に遺憾の事である。その原因如何と詮索する時は、或は舊來の五節句等との調和を得ざる故もあらう。季節の寒暑等との關係もあらう。されどもその最も主要なる理由は、祭日祝日の眞の意義が一般國民に徹底せざるに因るものと思ふ。

神嘗祭の起源と由來

四

神嘗祭は、遠く天上に在りて、天照大御神の御親ら、新嘗し給へることに淵源するのである。日本書紀によると、天照大御神が高天原に於いて、衣食の祖神にして今伊勢の外宮に鎮り坐せる豊受大神より五穀の種子を得給へる時「この物は顯見蒼生の食ひて活くべきものなり」即ち「此の五穀は天下萬民の生活に缺くべからざるものである」と仰せられ、粟・稗・麥・豆を陸田種子、稻を水田種子と定めて、始めて其の稻種を天の狭田及び長田に殖ゑしめられ、秋に至り八束穂の穰々として稔れるを見て喜び給ひ、新殿を作り御親らその内にて新穀を聞召された事が見えてゐる。其後同書に、又天孫瓊杵尊の降臨し給ふ時、天祖は「吾が高天原に聞召す齋庭の穂を以て、亦吾が兒にまかせまつる」と勅して、天上に於ける稻穂を天孫に授けて降し給へる事が記されてある。

是に於いて此の國土は、豊葦原瑞穗國と國の名を負ふばかりに、農業立國を大本とし、歴代の天皇は、天祖の御神慮を奉體して、勸農を以て天皇政治の根本義とし、國民生活の向上繁榮を圖らせ給うた。之とともに秋收時先づこの國土の稻の初穂を天祖に獻つて、報本反始の恂を致され、なほも國土國民の富強安泰を祈らせ給うた。是が神嘗祭の起原であり、又その意義である。

垂仁天皇の御代に至り、皇大神宮が御鎮座になるとともに、倭姫命は神田を五十鈴川の畔に定め、其の所收の御稻を以て大御神に由貴大御饌を奉られ、後世永く範とすべき諸の式典を定められた。こゝに甫めて神宮神嘗祭の確立を見たのである。

國の制度として神嘗祭を認めることになつたのは、文武天皇の大寶令が始めで、之を國家の常祀即ち今日の國祭日と定められた。

次で醍醐天皇の御時、延喜式に於いて、神嘗祭を踐祚大嘗の大祀に次ぐ中祀

と定められ、更に詳細に儀式の次第をも定められた。現在の神宮の御儀式は此の延喜式の制規に準據するところが多いのである。

神嘗祭の中、奉幣の儀は、奈良朝の始、元正天皇の養老五年九月十一日を初見とする。此後常に九月十一日を以て神嘗祭幣帛使を發遣せられたから、宮中に於けるこの發遣の儀を例幣と稱した。而して過去に於いてこの例幣の儀式のいかに嚴重であつたかは、よく當時に於ける朝廷の神宮御崇敬の有難き思召を物語る。即ちこの月の一日から發遣の儀の行はれる十日迄、朝廷に於いては嚴重なる御物忌があり、當日天皇は神事の御裝束で、大極殿の後房即ち小安殿に出御ありて、神宮を御遙拜あらせられ、勅使には特に「好く申して奉れ」との勅命があつた。勅使は即日都を出で、伊勢に向ひ、兩宮の祭儀畢りて、二十日に歸京、内侍に就いて復命するを例としたのである。後室町時代の中葉に及び朝綱の廢弛と共に、一時例幣のことも中絶の已むなきに至つたが、後光明天皇

正保四年勅して、之を再興せられ、爾來連綿今日に及んでゐる。

神嘗祭と現行制度

神嘗祭は今日神宮祭祀令大正三年一月二十六日勅令第九號皇室祭祀令明治四十一年九月一日皇室令第一號により規定せられて、神宮と宮中の賢所とで行はれる。併し賢所の御儀は、明治四年から始められたもので、もと／＼神嘗祭は神宮の御祭である。

神宮祭祀令によると、神宮に於ける年中恒例の大祭が七つある。即ち二月祈年祭五月神御衣祭六月月次祭十月神御衣祭同月神嘗祭十一月新嘗祭十二月月次祭の七祭である。而して此の七大祭何れも神宮祭祀の重儀であるが、就中神嘗祭は大祭中の大祭、即ち神宮祭祀の根本であり、最重最嚴の大祭たることは、

その性質并に由來より、徹しうるのみでなく、皇室國家の現行法規及びその實際的御取扱の上から明かに之を拜することが出来るのである。

先づ皇室に於かせられての御尊崇の次第を拜するに、皇室祭祀令には

神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ

神嘗祭ノ當日ニハ天皇神宮ヲ遙拜シ且之ニ奉幣セシム

とある。且同令にて神嘗祭を大祭と定め、大祭に就いては

大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キテ親ヲ祭典ヲ行フ

と示されてゐる。即ち十月十七日神嘗祭當日の午前十時、天皇神嘉殿の南庇に出御、伊勢の方に向つて、神宮を遙拜し給ひ、畢つて皇族並に文武の百官を率ゐ賢所に於いて、天祖を御親祭遊ばされ、親しく御告文を奏し給ふのである。

昔より此の御祭を崇められ、例幣の御儀を始め、朝廷の大神事として御鄭重を盡させられた事は今更云ふ迄もないが、この大祭當日御遙拜の御儀と賢所御

親祭の御儀とは、全く明治の大御世に至りて創めさせられたもので、聖慮の程かしこくもありがたき極みと拜し奉るのである。

又國家がいかにかこの神嘗祭を重視し國を擧げて肅敬奉祝の誠を盡し奉るべく用意して居るかは、神社に於ける遙拜式と一般休日に関する制度を見ても明らかである。

即ち神社に於ける遙拜式は、大正三年内務省訓令第二號を以て制定せられて居るが、神嘗祭當日(十七日)官國幣社以下全領土内の十餘萬の神社に於ては、その社頭に於て、神宮に向ひ

掛麻久母畏伊勢乃神宮乃大前乎遙拜美奉其久登白須

といふ遙拜詞を申し玉串を奉つて遙拜することに定つてゐる。但し之は單に神職のみの行爲と解すべきではない。國家の祭祀機關たる神社が行ふのであつて各神社が表現する氏子崇敬者即ち總國民が遙拜するものと見るべきである。神

嘗祭が神武天皇祭・先帝祭とともに國の大祭日として休日に定められたのは明治六年十月十四日太政官布告第三百四十四號を以て始とする。即ち從來神嘗祭が神宮の大祭であり、皇室の重儀ではあつたが、國民の之に關與する點に於いて遺憾尠からざるものがあつた。然るにこの休日の制に於いて始めてこの大祭の意義が徹底擴充せられ、單に神宮、皇室のみに留まらず、國民の大祭たることが明徴にせられたのである。

皇國民として、皇祖大御神の神恵を念じ奉ること、一日須臾もかはる處はないが、國を擧げて全國民諸共に、神宮崇敬の至念を披瀝表示するは、まさにこの十月十七日であらねばならぬ。

神嘗祭の日時

神宮の神嘗祭は、太陰曆の使用せられた頃には、九月に執行せられたのであるが、太陽曆の用ゐられる今日では、九月には未だ新穀の成熟を見ないので、一ヶ月後の十月と御治定になつた。今兩正宮御祭儀の日時を表示すると左の通りである。時刻は凡て祭事の初まる時を示す。

豊受大神宮		皇大神宮	
由貴夕大御饌供進ノ儀	十月十五日午後六時	由貴夕大御饌供進ノ儀	十月十六日午後六時
御 神 樂 ノ 儀	同 日午後八時	御 神 樂 ノ 儀	同 日午後八時
由貴朝大御饌供進ノ儀	同 十六日午前二時	由貴朝大御饌供進ノ儀	同 十七日午前二時
奉 幣 ノ 儀	同 日午後二時	奉 幣 ノ 儀	同 日午後二時

右の如く兩正宮の御祭儀は、十月十五六七の三日に互つて嚴修せられるが、就中十七日は皇大神宮の御祭日であつて前夜から曉にかけて新穀の由貴大御饌

を供進せられ、勅使参向して奉幣の大儀を挙げられる日である。従つてこの日を神嘗祭當日とし、宮中に於かせられても賢所の御親祭があり神宮御遙拜を行はせられ、又全國神社の遙拜式を始め國民一般が休暇を賜はつて奉祝する次第である。而も日本書紀によると、この十七日は 皇大神宮御鎮座日に相當し、又古に於いては、この日の前日を式月式日として、式年遷御の大典を舉行し、つゞいて由貴大御饌を供進せられる事となつて居たのを見てもいかに神宮にとりて、御由緒ふかきめてたき御日柄であつたかを拜し得られるではないか。

神嘗祭の前儀

(一) 由貴大御饌の御用意

神嘗祭の前儀として最も重きをなすは、勿論由貴大御饌に供用する御料米の

準備である。御料米を收穫する御田は、神宮神田と名けられ、宇治山田市外なる四郷村大字楠部に現存作付反別三町歩餘ある。この神田は古く宇治田又は家田の神田とも云ひ、皇大神宮御鎮座以來連綿繼承し來れる、實に御由緒ふかき大御田である。去る昭和四年度式年御造營に際し擴張改修せられて、まことに大御神の御田に適はしい清淨端正の形を備ふることゝなつた。五十鈴の清流を漑ぎ一切不淨肥料を用ゐず、神宮司廳の直營の下に専ら清淨を期して耕作せられる。なほ右神田の經營とともに次の神事が嚴重に舉行せられる。何れもやがて行はるべき神嘗祭の前儀となるべきものである。

一、神田下種祭 神田を耕し始め種を蒔くに就いての神事である。四月中旬と定められて居る。當年は四月二十六日に行はれた。神事は先づ耕作始に使用する忌鐵を製るために忌鐵山に上り櫟の木を採りて忌鐵の柄を製る。之がために山口の神と木本の神を祭るのである。次に御田の祭場に於いて御

田の神を祭り、かの忌鎌を以て神田を耕し始め、忌種を蒔くのである。何れも一千年以前からの傳承で、農耕の起源が神事に胚胎するを如實に拜しうる古儀である。

二、拔穂祭 秋穫に際し第一に初穂を收納するに就いての神事である。九月中旬と定められて居るが當年は九月十六日に行はれた。御田の神を祭りて報賽の禮を致し忌鎌を以て御稻を蒔りざり更に穂を抜きとりて束とするのである。所謂拔穂を製り奉る神事である。

三、御稻奉納 かくて奉製されたる拔穂は、神田なる御稻納屋に納め、よく乾燥されたる後日を選びて之を宮中に護送し、式によつて皇大神宮に於いては御稻御倉に奉納する。この御倉は御正殿の西方御垣外にあり萱葺にて千木鯉木を備へ、全く神殿の形式を備へた神明造の御建物にて、殿内には守護神を鎮祭し奉る。豊受大神宮に於ては忌火屋殿に納め奉るのである。

四、御稻奉下 愈大祭日に近づけば、日を選びて式によりて御稻を御倉より下げ奉る。かくて忌火屋殿に於いて稻扱扱摺精白して御料に供し奉るのである。

五、神饌調理 祭日前二日に互り、各宮城内忌火屋殿に於いて、前夜より潔齋したる神官の手によつて行はれる。御調理に用ゐる火力は凡て火鑽臼火鑽杵と稱する火鑽具によつて發火されたる即ち忌火である。前陳拔穂の御稻米よりは、御飯と御醴酒が奉製される。その他御餅并に數多くの海川山野の産物三十餘種のもがそれ／＼式によつて御贄に御調理し奉り、之を上古ながらの土師器（素焼の土器）に盛り折櫃に納め奉るのである。

六、御酒奉納奉下 神嘗祭には白酒黒酒醴酒清酒の四種の神酒が供進せられる。何れも神田所收の御米を以て奉醸したものである。而して醸造終れば日を選びて、式によりて之を御酒殿に奉納し、又祭日前式により之を奉下して供

進し奉るのである。御酒殿は兩宮にありて何れも守護神を鎮齋し奉る。

一六

(二) 神殿の御装飭

神嘗祭はまさに神宮に於けるお正月とも申すべきである。物皆總て新にすがすがしく改まるのである。畏くも天上に於かせられては新造の御宮に於いて新嘗聞召したと傳へられる。又古くは式年御造替の新殿に於いて、遷御の當日この神嘗を聞食めす御例であつた。今日も古式のまゝに次の行事が定まつて行はれるのである。

一、大床御掃除 御祭典前日に潔齋の神官が内院(瑞垣御門内)に祇候大床に参昇して、大床并に御階を清め奉るのである。御庭の御清めは日常かゝさすに奉仕して居るが、尊貴極りなき正殿はかくして御祭典に臨み御清め申し奉る御例である。

二、御櫛奉仕 神宮の御鳥居御門并に御垣には、いつも青々とした御櫛に、紙の垂を著けたものを挿し奉つてある。又外玉垣御門内なる中重の御鳥居の左右には八重櫛と申して、六十四本宛の櫛が立てられてある。年中日を定めて時々御挿しかへ申すのであるが、特に御祭日前には之を新に御挿しかへ申し上げるのである。古い言葉で之を「林飾る」と申してゐる。かくて大御神の宮居がいつも神代ながらに新しく清々しさを拜し奉るのである。

三、御幌奉懸 この御祭に際して各御門の御幌を改められる。即ちこの御祭に方り朝廷より供進の新調の御幌を懸け奉る御例である。(瑞垣・蕃垣・内玉垣の各御門は祭典時の外開かれないが、外玉垣のみは年中開かれ御幌が懸けられてある。)

(三) 奉仕神官の祈願と潔清

一七

神嘗祭は神宮第一の大祭である。神宮祭主(現任久邇宮多嘉王殿下)を始め神宮の神官總員(大宮司・少宮司(勅任)・禰宜十員(奏任)・權禰宜廿員・宮掌四十員(判任))にて奉仕する。各身分によりて二日又は一日、宮城内なる齋館に參籠して心身の潔清を致すのであるが、更に神事として次の行事を嚴修し、以て最善の奉仕を期しまつるのである。

一、大祓おほはらひ 九月三十日即ち神嘗祭の前月晦日の夕刻、神官一同内宮一の鳥居内の祓所はらへに集つて大祓をなし、すべての罪穢を祓去るのである。

二、祭主川原祓 祭主參向の節は必ず山田驛御着後直に祓所はらへに於いて修祓を受けさせらる。古は宮川の川原にて行はれたが、現在は川原祓所はらへを山田驛前なる世木坐度會せきざわたかい氏神社境内に定めて此處に御祓を行はせられるのである。

三、興玉神祭おきたまじんさい 愈祭典に近づき十月十五日の午後二時興玉神おきたまのかみをお祭りして大祭の御滞りなく執行はれんことを祈請する。興玉神は神宮々域守護の神と稱

へられ 皇大神宮御垣内の北西隅に鎮祭せらる。大祭奉仕の最善を祭儀直前にこの大神に祈請し奉るのである。

四、御卜神事みくぐんじ 同十五日興玉神祭畢るの後 皇大神宮の中重なかむかひ(外玉垣御門と内玉垣御門との間の廣庭)に於いて古儀によつて此の神事が行はれる。祭主宮始め神官總員參集し、琴卜ことくにて奉仕員の吉凶を伺ひ奉り更に大御神に大祭奉仕の萬全を祈願し奉るのである。

以上の如く神嘗祭の執行せられるに就いては、その前儀として大儀奉仕上、諸般の用意準備を要するのであつて、しかも此等の行事の殆んど總ては神宮御鎮座當時より二千年間傳承し來つたものである。

神嘗祭當日の儀

神宮の神嘗祭は(一)由貴大御饌供進ノ儀(二)御神樂ノ儀(三)奉幣ノ儀の三つに分れ

る。皇大神宮及 豊受大神宮共に同様であつて、その日時は前に述べた通りである。御祭儀の御模様は實に莊重森嚴を極め、到底筆舌の盡し能ふところでないが、今行事の大略を 皇大神宮の御儀に就いて述べて見よう。

(一) 由貴大御饌供進ノ儀 前陳の次第により御用意し奉りたる由貴の大御饌を宵よひと曉あかつきとの兩度に供進し奉る御儀である。由貴ゆきとは齋いみ清きよめたる意で、最清最淨の大御饌を稱へまつるのである。皇大神宮にありては十六日の夜、夜色四邊を罩こめて神域唯寂然、庭燎の光のみあかしく、と千古の老杉を照すの頃、沈しん黙もくをやぶる第三鼓の響を合圖に、祭主宮を始め大少宮司以下の神官數十人、純白の齋服を着けて齋館より參進、次の次第により大儀に奉仕するのである。

時刻(午後六時)祭主以下參進

祭主宮以下神官齋館前庭より列をなして參進する。

次ニ修祓ノ儀アリ

忌火屋いひや殿のんの前で神饌並に神官を祓清はらひめるのである。次で禰宜一員しんせんのからひつ神饌辛櫃まきの前まきを追うて御贊調舎に進み、祭主宮以下また同舎に入る。

次ニ御贊調理ノ儀アリ(豊受大神宮ニハ此ノ儀ナシ)

御正宮御前の石階下にある御贊調舎みくに、てうしやで御調理の式を行ふのである。此處に 豊受大御神を迎へまつる御石臺いしだゐあり。その御前にて御贊みだの鯨あはびに庖丁を入れ、御鹽を加へる行事を行ふのである。

行事畢りて神饌辛櫃かきを昇立て、祭主宮以下宮司禰宜參進、瑞垣みづがき御門内の座に着く。

次ニ神饌ヲ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス(此間奏樂)

禰宜二員御本殿の御階よかひの下に設けられた高案の御前に進みて、由貴大御饌を供進し、初獻しよこんの御酒を奉るのである。大御饌はかくて一度に供へ奉り、大御酒は三度に供進する。

次ニ大宮司祝詞ヲ奏ス

大宮司座を立ちて祭主宮より祝詞文を受け給はり、更に大御前おほみまへに進みて、恭しく之を奏上するのである。

次ニ諸員奉拜

祭主宮以下一同八度拜はちかひを行ふのである。是は古來神宮にて行はれる最も鄭重な神拜法である。

次ニ二獻にけんノ神酒ヲ奠ス(此間奏樂)

禰宜二員再び案の前に進んで、二獻の御酒を供へ奉る。

次ニ諸員奉拜

祭主宮以下一同一拜の儀を行ふ。

次ニ三獻さんけんノ神酒ヲ奠ス(此間奏樂)

次ニ諸員奉拜

共に二獻と同様である。

次ニ神饌神酒ヲ撤ス(此間奏樂)

かくて供進の儀畢れば、程經て禰宜二員案前に進んで神饌神酒をお下げ申すのである。

次ニ退下

夕大御饌供進の御儀は午後六時參進より約一時間を経てめでたく終了する。祭主宮以下は次で別宮荒祭宮に參進同じく夕大御饌を供進せられ、八時頃に齋館に退下せられるのである。朝ノ由貴大御饌は十七日の午前二時より參進、夕と同様祭主宮以下奉仕せられる。退下は正に曉鷄こゝろの音する午前四時頃となるのである。

(二)御神樂ノ儀 宵曉の由貴大御饌の儀の間に約五時間に互り、大御前にて御神

樂ノ儀が行はれる。此の御神樂は現今朝廷に於いて行はせられるものと同様であつて、我國の古樂を奉奏して、御神慮をお慰め申上げるのである。此の

御儀は、明治二十三年神宮祭主久邇宮朝彦親王の御上申によつて始められたもので、當日臨時に中重に神樂舎を設け、神宮伶人が奉仕する。祭主宮以下神官も神樂舎の座に着くのである。

(三) 奉幣ノ儀 大御神に幣帛を奉られる御祭儀である。

これより先、神宮に勅使を發遣せられるに當り、宮中には、鳳凰の間で發遣の儀を行はれる。當日天皇御直衣を召して出御、幣帛御覽の上御祭文を勅使に授けられる。勅使幣帛を奉じて御殿を辭すると天皇入御し給ふのである。かくて勅使は東京驛より鐵路伊勢に向はれ、山田に至りて、川原祓所にて祓を受け勅使齋館に入られる。

幣帛は 天皇より大御神に奉られる御品で、その品目は、五色絶各拾五匹・白絹拾五匹・錦豊端・御衣參匹・絹四十四匹・五色幣料絹壹匹・御門・幌料絹參匹・式丈・木綿拾五兩・麻拾五兩である。

御祭文 天皇が大御神に申上げらる、御祝詞文である。緑色の厚紙に記されてある。

奉幣の當日、衣冠に正装した勅使は、隨員二名を従へて、儀仗兵の奉迎裡を宮域内の行在所に到着せられる。儀仗兵は歩兵一個中隊である。定刻勅使幣帛を奉じて先づ進み、祭主宮以下神官雪白の齋服にて之に續き、儀仗兵御列の前後を護つて進行、かくて御祭儀が始まるのである。由貴大御饌供進の儀は夜の御祭であるが、此の御儀は日中である。御列は肅々として參道の兩側に塔列せる拜觀者の中を進み、嚙曉たるラツバの音神路山に徧して莊重を極める。御祭儀の大要を次に述べよう。

時刻(午後二時)勅使、幣帛ヲ奉ジテ參進

幣帛の辛櫃を先頭に勅使宮域内行在所御門より參進せられるのである。

次ニ祭主以下參進

勅使につゞいて同所より參進せられる。

次ニ幣帛及勅使以下ノ修祓アリ

二の鳥居内参道にて行はる。先づ幣帛、次に勅使及隨員を祓ひ清めるのである。

次ニ幣帛ノ點檢行事アリ 儀仗兵「國の鎮」吹奏

右の祓清めが畢るに、御列は御垣内に進み、外玉垣内右手に在る四丈殿に入る。この殿内にて、幣帛を辛櫃から出して、高案の上に奉安し、送文(送り文)幣帛の品目數量を記した宮内省からの書付と照合せる行事である。

右行事が畢ると、幣帛を正殿の御階下迄運び入れ奉り、勅使並に祭主宮以下神官は中重の版(いん)に着く。版は座位の事にて、此處の座位は石にて區劃せる故石壺(いしづ)とも云つて居る。外玉垣御門内中重鳥居の左右にある。

次ニ御開扉(此間奏樂) 儀仗兵「國の鎮」吹奏

大宮司少宮司座を起つて、御正殿大床(おほゆか)に参昇、御扉を開き奉るのである。

次ニ祭主殿内ニ祇候ス

大少宮司が御正殿を降り、中重の版に歸ると、祭主宮が進んで、御正殿の内に祇候あり、程經て又中重の座に復される。

次ニ幣帛ヲ奉奠ス

禰宜進んで御正殿の大床の上に設けられたる案上に幣帛を御供へ申上げるので

ある。畢つて禰宜中重の座に歸る。

次ニ勅使御祭文ヲ奏ス 儀仗兵「國の鎮」吹奏

勅使内玉垣御門前の座に進み、恭しく御祭文を奏上せられるのである。

次ニ大宮司祝詞ヲ奏ス

勅使の御祭文奏上が畢ると、大宮司が祭主宮より祝詞文を受け給はり、内玉垣御門前の座に進んで之を奏申するのである。

次ニ祭主殿内ニ祇候ス

祭主宮再び昇殿せられて御正殿の内に祇候せられる。

次ニ大宮司少宮司御祭文并ニ幣帛ヲ殿内ニ奉納ス

祭主宮についで大宮司少宮司共に進みて御正殿の内に祇候、御祭文并に幣帛を御殿内に奉納する。

次ニ祭主殿内ヲ退キ中重ノ版ニ復ス

幣帛の奉納が畢ると祭主宮は御殿内を退かれて、中重の座に歸られる。

次ニ大宮司勅使ニ反命ス

大宮司御階を降つて勅使の前に至り、御祭文並に幣帛を御正殿内に奉納した旨を報告するのである。

次ニ御閉扉（此間奏樂） 儀仗兵「國の鎮」吹奏

勅使への反命が済むと、大宮司は又御正殿大床に参昇少宮司と共に御扉を閉ぢ奉る。

次ニ勅使并ニ祭主以下太玉串ヲ奉奠ス

太玉串（よたまぐし）は神の枝に木綿（か）を着けたるもので勅使并に祭主宮以下神官よりの大御神への捧物である。御閉扉畢つて大宮司以下中重の座に復すると、神官が太玉串（ぐし）を勅使並に祭主宮大少宮司福宜に進める。進め畢ると勅使を始めとしてそれぞれ順次に内玉垣御門下に設けられた小案の上にその太玉串を奉奠して各座に復するのである。

次ニ諸員奉拜 儀仗兵「國の鎮」吹奏

玉串奉奠全く畢ると全員大御神に對し奉りて八度拜の最敬禮を行ふのである。

次ニ退下

これで御祭儀目出度御終了となり勅使を始め一同大御前を退くのである。

午後二時の参進から退下までは約二時間を要する。かくて勅使并に祭主宮大少宮司以下の神官はつゞいて別宮荒祭宮（豊受大神宮にては別宮多賀宮）に参進し幣帛供進の儀を行はれる。約半時を経てめでたく當日の御祭儀全く終了するのである。

結 語

以上述べたところによつて神嘗祭の全貌を大略申述べたつもりである。今之を要約すると

一、神嘗祭は神宮の大祭である。

由貴大御饌供進の御儀は、天上如在の禮に淵源する。神宮祭祀の根本的重儀である。奉幣の御儀は、特に勅使をして幣帛を奉り御祭文を奏し、國基の安泰隆昌を祈願あらせられる重儀である。

一、神嘗祭は朝廷の大祭である。

明治天皇賢所の御親祭を始め行はせ給ひ、當日神宮を御遙拜、之を恒式と定められた。

一、神嘗祭は國民の大祭である。

明治天皇又之を國の大祭日と定められ、國民をして神恩感孚の途をひらかせ給うた。

全國の神社に於いては、恒例式として當日神宮の遙拜式を舉行しつゝある。となる。以上の諸點について考察すれば、この神嘗祭が我が國家の成立上、又我々國民の生活上、如何に重大なる意義を有するかを知ることが出来る。されば國民として、よくその真意義を會得すれば、この祭日を迎へていかに敬虔報恩の誠を表しまつるべきか、その行實化に就いて深く省慮すべきではないか。特に現下の時局に際し、その緊切を覺ゆるのである。

368
479

本冊子は會員たる神宮福宜儀式課長阪本廣太郎之を編し本會神社調査部の事業として刊行頒布す

昭和十年十月一日印刷
昭和十年十月五日發行
神宮皇學館友會
印刷者 三重縣宇治山田市關本町二七番地 橋爪廣助
印刷所 三重縣宇治山田市關本町二七番地 橋爪印刷所

終

